

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		徳島県
			大阪湾を除く 瀬戸内海	下限	
2	畜産農業	C_{co}	70	100	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	75	60
3	天然ガス鉱業	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	60	70	60
		C_{cj}	60	70	60
4	非金属鉱業	C_{co}	20	30	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	C_{co}	40	70	50
		C_{ci}	40	60	50
		C_{cj}	30	50	40
6	乳製品製造業	C_{co}	30	50	40
		C_{ci}	30	40	30
		C_{cj}	20	40	20
6項の備考	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量（以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。）にあっては	C_{co}	30	50	
		C_{ci}	30	40	
		C_{cj}	30	40	30
7	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	C_{co}	40	80	60
		C_{ci}	40	60	50
		C_{cj}	30	50	40
8	水産缶詰・瓶詰製造業	C_{co}	40	60	40
		C_{ci}	40	50	40
		C_{cj}	30	50	30
9	寒天製造業	C_{co}	80	120	80
		C_{ci}	80	100	80
		C_{cj}	80	100	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C_{co}	30	60	40
		C_{ci}	30	40	30
		C_{cj}	20	40	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	C_{co}	30	80	50
		C_{ci}	30	60	40
		C_{cj}	20	50	30
12	冷凍水産物製造業	C_{co}	30	70	50
		C_{ci}	30	50	30
		C_{cj}	20	50	30

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
13	冷凍水産食品製造業	Cco	40	80	60
		Cci	40	70	50
		Ccj	30	60	40
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	Cco	40	80	60
		Cci	40	70	50
		Ccj	30	60	40
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cco	30	100	40
		Cci	30	60	40
		Ccj	30	60	30
16	野菜漬物製造業	Cco	40	80	60
		Cci	40	50	50
		Ccj	30	50	40
17	味そ製造業	Cco	70	95	70
		Cci	70	80	70
		Ccj	30	80	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cco	70	95	70
		Cci	70	80	70
		Ccj	40	80	40
19	うま味調味料製造業	Cco	20	70	30
		Cci	20	35	20
		Ccj	20	35	20
20	ソース製造業	Cco	30	70	50
		Cci	30	50	30
		Ccj	30	50	30
21	食酢製造業	Cco	40	70	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	30	50	30
22	砂糖精製業	Cco	40	80	40
		Cci	40	60	40
		Ccj	30	50	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cco	50	90	50
		Cci	50	60	50
		Ccj	30	50	30
24	小麦粉製造業	Cco	30	40	40
		Cci	30	40	40
		Ccj	30	40	30
25	パン製造業	Cco	30	80	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	20	40	20

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
26	生菓子製造業	Cco	40	80	50
		Cci	40	70	50
		Ccj	30	60	40
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cco	40	60	40
		Cci	40	60	40
		Ccj	30	60	30
28	米菓製造業	Cco	40	70	40
		Cci	40	70	40
		Ccj	40	70	40
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	40	70	40
		Cci	40	60	40
		Ccj	30	60	30
30	植物油脂製造業	Cco	40	80	50
		Cci	40	60	40
		Ccj	30	60	30
31	動物油脂製造業	Cco	40	80	60
		Cci	40	60	40
		Ccj	30	60	40
32	食用油脂加工業	Cco	40	55	50
		Cci	40	50	40
		Ccj	30	50	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cco	110	120	110
		Cci	100	110	100
		Ccj	90	100	90
34	穀類でんぷん製造業	Cco	50	60	50
		Cci	50	60	50
		Ccj	40	60	40
35	麺類製造業	Cco	30	80	50
		Cci	30	60	40
		Ccj	30	50	30
37	豆腐・油揚げ製造業	Cco	30	80	60
		Cci	30	60	40
		Ccj	30	50	40
38	あん類製造業	Cco	60	100	70
		Cci	60	70	60
		Ccj	40	70	50
39	冷凍調理食品製造業	Cco	30	50	40
		Cci	20	50	30
		Ccj	20	40	30

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： $L = C \text{ (濃度 mg/l)} \times Q \text{ (水量 m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} (C_{co})：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} (C_{ci})：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} (C_{cj})：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次C _c 等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	C _{co}	30	60	40
		C _{ci}	30	55	40
		C _{cj}	30	50	40
41	清涼飲料製造業	C _{co}	20	60	40
		C _{ci}	20	50	30
		C _{cj}	20	40	30
42	果実酒製造業	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30
43	ビール製造業	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30
44	清酒製造業	C _{co}	30	70	40
		C _{ci}	30	50	40
		C _{cj}	30	50	40
45	蒸留酒・混成酒製造業	C _{co}	30	60	40
		C _{ci}	30	40	40
		C _{cj}	20	40	20
46	インスタントコーヒー製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
47	配合飼料製造業	C _{co}	20	65	40
		C _{ci}	20	40	20
		C _{cj}	20	40	20
48	単体飼料製造業	C _{co}	20	85	60
		C _{ci}	20	50	40
		C _{cj}	20	50	30
49	有機質肥料製造業	C _{co}	20	70	50
		C _{ci}	20	40	30
		C _{cj}	20	40	30
50	たばこ製造業	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	20	40	20
		C _{cj}	20	40	20
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	C _{co}	30	60	30
		C _{ci}	30	60	30
		C _{cj}	30	60	30
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	C _{co}	80	90	80
		C _{ci}	80	90	80
		C _{cj}	70	80	70

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： $L = C \times Q$ （総量規制基準 kg/日）= C（濃度 mg/l）× Q（水量 m³/日）× 10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	C _{co}	90	100	90
		C _{ci}	90	100	90
		C _{cj}	90	100	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	C _{co}	40	60	40
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	60	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	80	120	80
		C _{ci}	80	100	80
		C _{cj}	80	100	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	90	100	90
		C _{ci}	90	100	90
		C _{cj}	90	100	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	50	100	70
		C _{ci}	50	80	50
		C _{cj}	50	70	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	50	100	70
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	50	60	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C _{co}	90	120	90
		C _{ci}	90	120	90
		C _{cj}	80	110	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	C _{co}	70	80	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	60	80	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	C _{co}	40	50	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	C _{co}	40	90	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	C _{co}	40	50	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	30	100	50
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C_{co}	40	70	40
		C_{ci}	40	70	40
		C_{cj}	40	70	40
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	C_{co}	30	70	40
		C_{ci}	30	60	30
		C_{cj}	30	60	30
71項の備考	接着機洗浄水を循環するものにあつては	C_{co}	10	30	20
		C_{ci}	10	30	20
		C_{cj}	10	20	20
75	木材薬品処理業	C_{co}	20	40	30
		C_{ci}	20	40	30
		C_{cj}	20	40	30
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	C_{co}	70	80	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	80	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	60	70	60
		C_{cj}	60	70	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	C_{co}	50	60	50
		C_{ci}	50	60	50
		C_{cj}	50	60	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	C_{co}	140	150	140
		C_{ci}	130	150	130
		C_{cj}	120	130	120
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	C_{co}	80	90	80
		C_{ci}	80	90	80
		C_{cj}	80	90	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	50	60	50
		C_{cj}	40	60	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	C_{co}	70	80	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	80	60
82項の備考	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては	C_{co}	80	90	80
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	80	60

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	Cco	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	50	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	Cco	90	110	90
		Cci	90	105	90
		Ccj	80	100	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cco	100	120	100
		Cci	100	120	100
		Ccj	70	90	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	Cco	50	60	50
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	Cco	30	50	30
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	30
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cco	40	60	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
89	機械すき紙製造業	Cco	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	60	70	60
89項の備考	パルプ製造工程を有するものにあつては	Cco	60	110	70
		Cci	60	90	70
		Ccj	60	70	60
90	手すき紙製造業	Cco	90	100	90
		Cci	90	100	90
		Ccj	80	100	80
91	塗工紙製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
92	段ボール製造業	Cco	40	60	40
		Cci	40	60	40
		Ccj	40	60	40
93	重包装紙袋製造業	Cco	70	80	70
		Cci	70	80	70
		Ccj	70	80	70

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
94	セロファン製造業	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
95	乾式法による繊維板製造業	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	80	100	80
		Cci	80	90	80
		Ccj	60	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	Cco	50	80	60
		Cci	50	70	50
		Ccj	50	70	50
101	製版業	Cco	50	60	60
		Cci	50	60	50
		Ccj	50	60	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cco	30	60	50
		Cci	30	50	30
		Ccj	30	50	30
103	複合肥料製造業	Cco	30	50	50
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
104	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cco	30	40	40
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
105	ソーダ工業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
106	電炉工業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
107	無機顔料製造業	Cco	20	30	30
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
107項の備考	黄鉛製造工程を有するものにあつては	Cco	60	70	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	50	60	50

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	C_{co}	20	40	30
		C_{ci}	20	40	30
		C_{cj}	20	40	20
108項の備考 (1)	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては	C_{co}	70	80	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	60	70	60
108項の備考 (2)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては	C_{co}	50	60	50
		C_{ci}	50	60	50
		C_{cj}	50	60	50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	C_{co}	60	70	60
		C_{ci}	60	70	60
		C_{cj}	40	60	40
109項の備考 (1)	靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	C_{co}	210	280	210
		C_{ci}	210	220	210
		C_{cj}	190	210	190
109項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては	C_{co}	100	110	100
		C_{ci}	80	90	80
		C_{cj}	80	90	80
109項の備考 (3)	エピクロロヒドリン製造工程にあっては	C_{co}	140	160	140
		C_{ci}	130	150	130
		C_{cj}	130	150	130
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	C_{co}	50	80	50
		C_{ci}	50	60	50
		C_{cj}	30	50	30
110項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	C_{co}	190	250	190
		C_{ci}	190	210	190
		C_{cj}	180	200	180
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	C_{co}	30	40	30
		C_{ci}	20	30	30
		C_{cj}	20	30	20
111項の備考	平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）を除く特定排水の量（以下「平成14年10月1日前の特定施設に係る量」という。）にあっては	C_{co}	30	40	
		C_{ci}	20	30	
		C_{cj}	20	30	30
111項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては	C_{co}	70	80	70
		C_{ci}	70	80	70
		C_{cj}	70	80	70
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	C_{co}	40	50	40
		C_{ci}	40	50	40
		C_{cj}	40	50	40

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c=（C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj}）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次C _c 等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
112項の備考 (1)	乳重合合法による合成ゴム製造工程にあっては	C _{co}	50	70	50
		C _{ci}	50	70	50
		C _{cj}	50	70	50
112項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程にあっては	C _{co}	130	140	130
		C _{ci}	130	140	130
		C _{cj}	130	140	130
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	C _{co}	50	60	50
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	50	60	50
113項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあっては	C _{co}	270	290	270
		C _{ci}	260	280	260
		C _{cj}	260	280	260
113項の備考 (2)	有機農業原体製造工程にあっては	C _{co}	180	230	180
		C _{ci}	180	210	180
		C _{cj}	160	190	160
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	60	75	60
		C _{ci}	40	60	60
		C _{cj}	40	60	50
115	脂肪族系中間物製造業	C _{co}	60	70	60
		C _{ci}	60	70	60
		C _{cj}	50	70	50
115項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	C _{co}	210	220	210
		C _{ci}	210	220	210
		C _{cj}	190	210	190
115項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては	C _{co}	100	120	100
		C _{ci}	80	100	80
		C _{cj}	80	100	80
115項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあっては	C _{co}	140	150	140
		C _{ci}	130	140	130
		C _{cj}	130	140	130
116	メタン誘導品製造業	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	20	40	20
117	発酵工業	C _{co}	120	130	120
		C _{ci}	110	130	110
		C _{cj}	110	130	110

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c=（C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj}）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次C _c 等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
118	コーラル製品製造業	C _{co}	120	140	120
		C _{ci}	120	140	120
		C _{cj}	120	140	120
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C _{co}	50	60	60
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	30	50	40
119項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては	C _{co}	190	350	190
		C _{ci}	190	210	190
		C _{cj}	190	210	190
120	プラスチック製造業	C _{co}	30	40	40
		C _{ci}	20	30	30
		C _{cj}	20	30	30
120項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては	C _{co}	70	80	70
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	50	60	50
120項の備考 (2)	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては	C _{co}	60	70	60
		C _{ci}	60	70	60
		C _{cj}	50	60	50
121	合成ゴム製造業	C _{co}	40	50	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
121項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては	C _{co}	70	80	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	70	80	70
121項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程にあつては	C _{co}	130	140	130
		C _{ci}	130	140	130
		C _{cj}	130	140	130
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	50	90	60
		C _{ci}	50	90	60
		C _{cj}	50	80	50
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	C _{co}	280	320	280
		C _{ci}	270	280	270
		C _{cj}	270	280	270
122項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあつては	C _{co}	180	235	200
		C _{ci}	180	210	190
		C _{cj}	160	190	180
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C _{co}	50	60	50
		C _{ci}	30	40	40
		C _{cj}	20	40	30

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cco	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
125	合成繊維製造業	Cco	30	60	30
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	30
125項の備考	アクリル系繊維製造工程にあつては	Cco	60	80	60
		Cci	40	50	50
		Ccj	30	50	40
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	30	50	30
127	石けん・合成洗剤製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	15	15
		Ccj	10	15	15
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	40	100	40
		Cci	40	80	40
		Ccj	40	80	40
129	塗料製造業	Cco	40	100	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	40	50	40
130	印刷インキ製造業	Cco	40	50	40
		Cci	40	50	40
		Ccj	30	50	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cco	70	100	80
		Cci	70	90	80
		Ccj	60	90	60
131項の備考	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては	Cco	70	100	
		Cci	70	90	
		Ccj	70	90	70
132	医薬品製剤製造業	Cco	30	80	60
		Cci	30	60	40
		Ccj	30	50	30
133	生物学的製剤製造業	Cco	30	40	30
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
134	生薬・漢方製剤製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c=（C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj}）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次C _c 等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
135	動物用医薬品製造業	C _{co}	60	70	60
		C _{ci}	60	70	60
		C _{cj}	50	70	50
136	火薬類製造業	C _{co}	20	40	20
		C _{ci}	20	40	20
		C _{cj}	20	40	20
136項の備考	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては	C _{co}	60	70	60
		C _{ci}	60	70	60
		C _{cj}	50	70	50
137	農薬製造業	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	20	40	20
138	合成香料製造業	C _{co}	120	160	130
		C _{ci}	110	120	110
		C _{cj}	110	120	110
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	20	40	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	C _{co}	30	50	30
		C _{ci}	30	50	30
		C _{cj}	20	40	20
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
143	写真感光材料製造業	C _{co}	10	15	10
		C _{ci}	10	15	10
		C _{cj}	10	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C _{co}	40	50	40
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
145	イオン交換樹脂製造業	C _{co}	170	180	170
		C _{ci}	170	180	170
		C _{cj}	130	140	130
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	40	70	40
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	40	60	40
147	石油精製業	C _{co}	20	40	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c=（C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj}）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次C _c 等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
147項の備考	潤滑油製造工程を有するものにあつては	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30
148項の備考	硫酸洗浄工程を有するものにあつては	C _{co}	40	80	40
		C _{ci}	40	70	40
		C _{cj}	40	70	40
149	コークス製造業	C _{co}	180	200	180
		C _{ci}	180	190	180
		C _{cj}	90	120	90
150	石油コークス製造業	C _{co}	70	80	70
		C _{ci}	70	80	70
		C _{cj}	50	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	C _{co}	60	70	60
		C _{ci}	40	50	40
		C _{cj}	40	50	40
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	C _{co}	20	40	30
		C _{ci}	20	40	30
		C _{cj}	20	40	20
154	なめしかわ製造業	C _{co}	100	110	100
		C _{ci}	100	110	100
		C _{cj}	100	110	100
155	毛皮製造業	C _{co}	50	60	60
		C _{ci}	50	60	60
		C _{cj}	50	60	60
156	板ガラス製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
157	板ガラス加工業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
158	ガラス製加工素材製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c=（C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj}）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次C _c 等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
				徳島県	
		下限	上限		
159	ガラス容器製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C _{co}	10	20	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	C _{co}	50	60	50
		C _{ci}	50	60	50
		C _{cj}	50	60	50
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	30	40	30
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	C _{co}	10	30	10
		C _{ci}	10	30	10
		C _{cj}	10	30	10
165	生コンクリート製造業	C _{co}	10	30	10
		C _{ci}	10	30	10
		C _{cj}	10	30	10
166	コンクリート製品製造業	C _{co}	10	30	10
		C _{ci}	10	30	10
		C _{cj}	10	30	10
167	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	C _{co}	10	30	10
		C _{ci}	10	20	10
		C _{cj}	10	20	10
168	黒鉛電極製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
169	碎石製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
170	鉱物・土石粉碎等処理業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
172	うわ薬製造業	C _{co}	20	30	20
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
173	高炉による製鉄業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
173項の備考	コークス炉を有するものにあつては	Cco	40	60	40
		Cci	30	50	30
		Ccj	30	50	30
175	フェロアロイ製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10
		Cci	10	30	10
		Ccj	10	30	10
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
182	鋼管製造業	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
183	伸鉄業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10
184	磨棒鋼製造業	Cco	10	20	10
		Cci	10	15	10
		Ccj	10	15	10
185	引抜鋼管製造業	Cco	10	20	10
		Cci	10	15	10
		Ccj	10	15	10
186	伸線業	Cco	10	20	10
		Cci	10	20	10
		Ccj	10	20	10

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
187	ブリキ製造業	C_{co}	20	30	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
188	亜鉛鉄板製造業	C_{co}	20	30	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
189	めっき鋼管製造業	C_{co}	20	30	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
190	めっき鉄鋼線製造業	C_{co}	20	30	20
		C_{ci}	20	30	20
		C_{cj}	20	30	20
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	C_{co}	10	20	10
		C_{ci}	10	20	10
		C_{cj}	10	20	10
192	鍛鋼製造業	C_{co}	10	20	10
		C_{ci}	10	20	10
		C_{cj}	10	20	10
193	鍛工品製造業	C_{co}	10	15	10
		C_{ci}	10	15	10
		C_{cj}	10	15	10
194	鋳鋼製造業	C_{co}	10	30	10
		C_{ci}	10	20	10
		C_{cj}	10	20	10
195	せん鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	C_{co}	10	20	10
		C_{ci}	10	20	10
		C_{cj}	10	20	10
196	鋳鉄管製造業	C_{co}	10	20	10
		C_{ci}	10	20	10
		C_{cj}	10	20	10
197	可鍛鋳鉄製造業	C_{co}	10	20	10
		C_{ci}	10	20	10
		C_{cj}	10	20	10
198	鉄粉製造業	C_{co}	10	15	10
		C_{ci}	10	15	10
		C_{cj}	10	15	10
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	C_{co}	10	20	10
		C_{ci}	10	20	10
		C_{cj}	10	20	10

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排出水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
200	非鉄金属製造業	Cco	10	30	10
		Cci	10	30	10
		Ccj	10	30	10
201	電気めっき業	Cco	40	80	40
		Cci	40	60	40
		Ccj	40	60	40
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	20
		Cci	10	30	20
		Ccj	10	30	15
202項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては	Cco	10	30	
		Cci	10	30	
		Ccj	10	30	20
203	一般機械器具製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	30	20
		Ccj	10	30	15
204	電子回路製造業	Cco	20	40	20
		Cci	20	40	20
		Ccj	20	40	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	30	20
		Ccj	10	30	15
205項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては	Cco	10	30	
		Cci	10	30	
		Ccj	10	30	20
206	輸送用機械器具製造業	Cco	10	30	20
		Cci	10	20	20
		Ccj	10	20	15
207	精密機械器具製造業	Cco	10	20	20
		Cci	10	20	20
		Ccj	10	20	15
208	ガス製造工場	Cco	20	30	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20

注1：備考(例:「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例:整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：L_c=(C_{co}・Q_{co}+C_{ci}・Q_{ci}+C_{cj}・Q_{cj})×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co}（C_{co}）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci}（C_{ci}）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj}（C_{cj}）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次C _c 等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	
209	下水道業	C _{co}	20	60	30
		C _{ci}	20	40	30
		C _{cj}	20	40	20
209項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては	C _{co}	20	60	
		C _{ci}	20	40	
		C _{cj}	20	40	25
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては	C _{co}	10	30	30
		C _{ci}	10	30	20
		C _{cj}	10	30	15
210	空瓶卸売業	C _{co}	30	40	30
		C _{ci}	20	30	20
		C _{cj}	20	30	20
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。）	C _{co}	30	50	40
		C _{ci}	30	40	30
		C _{cj}	20	40	20
211項の備考	平成14年10月1日前の特定施設に係る量にあっては	C _{co}	30	50	
		C _{ci}	30	40	
		C _{cj}	20	40	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C _{co}	50	80	60
		C _{ci}	40	70	50
		C _{cj}	30	60	40
213	飲食店	C _{co}	50	70	50
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	50	30
213項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	C _{co}	30	30	30
		C _{ci}	30	30	30
		C _{cj}	30	30	30
214	宿泊業	C _{co}	50	70	50
		C _{ci}	40	60	40
		C _{cj}	30	50	30
214項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	C _{co}	30	30	30
		C _{ci}	30	30	30
		C _{cj}	30	30	30
215	リネンサプライ業	C _{co}	40	80	60
		C _{ci}	40	70	50
		C _{cj}	30	50	40
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	C _{co}	40	90	60
		C _{ci}	40	65	40
		C _{cj}	30	50	40

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
- (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
- (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
- (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海	徳島県	
			下限	上限	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	Cco	60	80	60
		Cci	60	70	60
		Ccj	60	70	60
219	自動車整備業	Cco	20	40	30
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	20
220	病院	Cco	30	60	40
		Cci	30	50	35
		Ccj	30	50	30
220項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するもの にあつては	Cco	30	30	30
		Cci	30	30	30
		Ccj	30	30	30
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	Cco	30	70	40
		Cci	30	50	30
		Ccj	30	50	30
221項の備考 (1)	平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第二欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの（（3）に掲げるものを除く。）にあつては	Cco	40	70	40
		Cci	30	50	40
		Ccj	30	50	30
221項の備考 (2)	（1）に掲げるもののうち、昭和55年7月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては	Cco	40	80	40
		Cci	40	80	40
		Ccj	30	50	30
221項の備考 (3)	平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	40	30
		Cci	10	40	25
		Ccj	10	40	25
221項の備考 (4)	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては	Cco	30	30	30
		Cci	30	30	30
		Ccj	30	30	30
221項の備考 (5)	（4）に掲げるもののうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	25	25
		Cci	10	25	25
		Ccj	10	25	25
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	Cco	50	80	60
		Cci	50	80	60
		Ccj	30	60	40

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式：L（総量規制基準 kg/日）=C（濃度 mg/l）×Q（水量 m³/日）×10⁻³
 実際に適用される基準の計算式：Lc=（Cco・Qco+Cci・Qci+Ccj・Qcj）×10⁻³
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日により時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Qco（Cco）：昭和55年6月30日までの水量
 Qci（Cci）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Qcj（Ccj）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
222項の備考 (1)	昭和55年7月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のもの にあつては	Cco	70	90	70
		Cci	70	90	70
		Ccj	40	80	40
222項の備考 (2)	平成18年2月1日以後に設置されるもの にあつては	Cco	30	30	30
		Cci	30	30	30
		Ccj	30	30	30
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	Cco	40	60	50
		Cci	30	50	40
		Ccj	20	40	30
223項の備考 (1)	日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの（（3）に掲げるものを 除く。）にあつては	Cco	50	60	50
		Cci	30	50	40
		Ccj	20	40	30
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前に設置されたもの（（3）に掲げるものを 除く。）にあつては	Cco	40	60	50
		Cci	40	60	40
		Ccj	20	40	30
223項の備考 (3)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に 凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することが できる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	50	30
		Cci	10	50	25
		Ccj	10	40	25
224	ごみ処理業	Cco	30	50	40
		Cci	30	40	30
		Ccj	30	40	30
225	廃油処理業	Cco	20	40	20
		Cci	20	30	20
		Ccj	20	30	20
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	20	40	40
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	30
227	死亡獣畜取扱業	Cco	40	50	50
		Cci	40	50	50
		Ccj	40	50	40
228	と畜場	Cco	40	80	60
		Cci	40	60	50
		Ccj	40	60	40
229	中央卸売市場	Cco	20	50	40
		Cci	20	30	30
		Ccj	20	30	30
230	地方卸売市場	Cco	20	50	40
		Cci	20	40	30
		Ccj	20	40	30

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（素案） ※8次から変更なし

- (1) 第9次の総量規制基準については第8次の規制値（C値）を維持する。業種区分及び時期区分も変更なし。
 (2) 総量規制基準算定の基本式： L （総量規制基準 kg/日）＝ C （濃度 mg/l）× Q （水量 m³/日）× 10^{-3}
 実際に適用される基準の計算式： $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 (3) 業種等の区分：指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（ Q ）を業種等に区分する。
 (4) 時期の区分：業種等ごとに区分した特定排水の量を、関係する特定施設の設置・更新日より時期を区分する。
 基本的な時期区分は次のとおり。（ ）内は対応するC値。
 Q_{co} （ C_{co} ）：昭和55年6月30日までの水量
 Q_{ci} （ C_{ci} ）：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに増加した水量
 Q_{cj} （ C_{cj} ）：平成3年7月1日以後に増加した水量

整理番号	第9次業種その他の区分 (及びその区分) 第8次から 変更なし	第9次Cc等 時期区分 第8次から 変更なし	第9次C値範囲		第9次C値 (素案)
			第8次から 変更なし		第8次から 変更なし
			大阪湾を除く 瀬戸内海		
			下限	上限	徳島県
231	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	C_{co}	20	50	40
		C_{ci}	20	40	30
		C_{cj}	20	40	30
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	C_{co}	10	120	50
		C_{ci}	10	90	40
		C_{cj}	10	90	40
232項の備考 (1)	指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に係るものを除く。）	C_{co}	10	120	60
		C_{ci}	10	90	50
		C_{cj}	10	90	50
232項の備考 (2)	水産養殖施設（当該施設からの排水の1日当たりの通常の量が50m ³ 以上のものに限り。）	C_{co}	10	120	20
		C_{ci}	10	90	20
		C_{cj}	10	90	20
232項の備考 (3)	食料品製造業	C_{co}	10	120	60
		C_{ci}	10	90	50
		C_{cj}	10	90	50
232項の備考 (4)	浄水施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64号の2に規定するものをいう。）	C_{co}	10	120	20
		C_{ci}	10	90	20
		C_{cj}	10	90	20
232項の備考 (5)	火力発電所の発電プラント排水	C_{co}	10	120	20
		C_{ci}	10	90	20
		C_{cj}	10	90	10

注1：備考(例：「6の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号6の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ)。